

4

日常生活用具等

日常生活用具の給付

対象者

精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、下表の「対象者」に該当する方

利用料負担

利用者負担は原則限度額の1割です。
また、限度額を超える費用については自己負担となります。

窓 口

障害福祉課

手続きの流れ

申請手続きをする
(難病患者は医師の
意見書が必要。)

給付券を発行

給付券を業者に
渡し用具を受取る

手続きに必要なもの

- 精神障害者保健福祉手帳
- 種目の見積書
- 種目のカタログ（又は写し）
- 個人番号（マイナンバー）カード（※詳しくは50ページをご覧ください）

自立生活支援用具

種目	性能	耐用年数	対象者	限度額	備考
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。 A 主材料がスポンジ、革 B 主材料がスポンジ、革、プラスチック	3年	精神障害者(児)で、てんかん発作等により頻繁に転倒する方	A 15,200円 B 36,750円	・レディメイドによる品は、限度額の80%以内の額とする

自立生活支援用具

種目	性能	耐用年数	対象者	限度額	備考
火災警報器 (一世帯に 2台まで)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせられるもの	8年	・1級の精神障害者	15,500円	火災発生の感知及び避難が著しく困難な対象障害者のみの世帯又は65歳以上の高齢者もしくは18歳未満の児童との世帯。昼間(概ね8時間以上)障害者のみになる世帯